



山形県公報

平成24年3月2日(金)
第2322号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則……………(畜産課) ……199

### 告 示

- 昭和49年4月県告示第443号(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正……………(水大気環境課) ……202
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……203
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……204
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(最上総合支庁農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……205
- 土地区画整理組合の理事の就任の届出……………(都市計画課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同

### 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

○漁業法による火光を利用した遊漁に係る光力の制限……………206

### 公 告

- 平成24年度前期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……208
- 平成24年度随時実施技能検定の実施……………(同) ……212
- 一般競争入札の公告……………(子ども家庭課) ……213

## 規 則

山形県家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第3号

#### 山形県家畜伝染病まん延防止規則の一部を改正する規則

山形県家畜伝染病まん延防止規則(昭和40年11月県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条ただし書中「特別の理由により」を削り、「もの」を「とき」に改める。

第5条の見出し中「禁止」を「制限」に改める。

第6条中「前3条」を「第3条ただし書、第4条ただし書、前条ただし書、次条ただし書又は第10条ただし書」に改める。

第7条の見出しを「（と畜場等における事業の制限）」に改め、同条中「又は化製場」を「、化製場、食鳥処理場又は家さんの卵の選別及び包装を行う施設」に、「行なつては」を「行つては」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第8条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条中「と畜所」を「と畜場」に、「行なつては」を「行つては」に改める。

第9条の見出し中「放牧」を「種付け」に改める。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第11条第1項中「第3条から第5条までのただし書」を「第3条ただし書、第4条ただし書、第5条ただし書、第7条ただし書又は前条ただし書」に、「者は」を「者は、」に、「、別記様式第2号又は別記様式第3号」を「から別記様式第5号まで」に改め、同条第3項中「別記様式第4号、別記様式第5号又は別記様式第6号」を「別記様式第6号から別記様式第10号まで」に改める。

第12条を次のように改める。

（指定の通知等）

第12条 この規則の規定による指定は、家畜、その死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の所有者若しくは管理者（法第3条に規定する家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者をいう。以下同じ。）に対する通知又は告示で行うものとする。

2 この規則の規定による指定は、前項の通知が同項の所有者若しくは管理者に到達した時から、又は告示によりその効力を生ずる。

3 前2項の規定は、この規則の規定による指定を解除する場合について準用する。

別記様式第6号を別記様式第8号とし、別記様式第5号を別記様式第7号とし、別記様式第4号を別記様式第6号とし、別記様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号

事業開始許可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
(記名押印又は署名)

次のとおり 事業を開始したいので、山形県家畜伝染病まん延防止規則第7条ただし書の規定による許可を受けたく、同規則第11条の規定により申請します。

- 1 事業の内容
- 2 事業を行う場所
- 3 事業開始日 年 月 日
- 4 取扱う家畜の種類及び数

様式第5号

ふ化業務開始許可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
(記名押印又は署名)

次のとおりふ化業務を開始したいので、山形県家畜伝染病まん延防止規則第10条ただし書の規定による許可を

受けて、同規則第11条の規定により申請します。

- 1 ふ化しようとする卵の種類及び数
- 2 ふ化しようとする卵の生産された場所
- 3 ふ化業務を行う場所
- 4 ふ化業務開始日 年 月 日

別記様式第8号の次に次の2様式を加える。

様式第9号

|                                                                                                                                                                                                         |             |  |                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--|---------------------------|
| <p>第 号</p> <p>事 業 開 始 許 可 証</p> <p>山形県家畜伝染病まん延防止規則第7条ただし書の規定により、事業の開始を許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> |             |  |                           |
| 申 請 者                                                                                                                                                                                                   | 住所又は<br>所在地 |  | 氏名又は<br>名称及び<br>代表者氏<br>名 |
| 事 業 の 内 容                                                                                                                                                                                               |             |  |                           |
| 事業を行う場所                                                                                                                                                                                                 |             |  |                           |
| 事業開始日                                                                                                                                                                                                   |             |  |                           |
| 取扱う家畜の種類<br>及び数                                                                                                                                                                                         |             |  |                           |
| 許 可 の 条 件                                                                                                                                                                                               |             |  |                           |

様式第10号

|                                                                                                                                                                                                                |             |  |                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--|---------------------------|
| <p>第 号</p> <p>ふ 化 業 務 開 始 許 可 証</p> <p>山形県家畜伝染病まん延防止規則第10条ただし書の規定により、ふ化業務の開始を許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県知事 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> |             |  |                           |
| 申 請 者                                                                                                                                                                                                          | 住所又は<br>所在地 |  | 氏名又は<br>名称及び<br>代表者氏<br>名 |

|                   |  |
|-------------------|--|
| ふ化しようとする卵の種類及び数   |  |
| ふ化しようとする卵の生産された場所 |  |
| ふ化業務を行う場所         |  |
| ふ化業務開始日           |  |
| 許可の条件             |  |

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第187号**

昭和49年4月県告示第443号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                     |   |   |       |
|---------------------|---|---|-------|
| 「 鬼面川（全域）           | A | イ | を     |
| 「 鬼面川（全域）           | A | イ | に改める。 |
| 最上川上流（鬼面川との合流点から上流） | A | イ |       |

**山形県告示第188号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称      | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日       |
|----------------|---------------|---------------|-------------|
| 茶話本舗デイサービス山形駅西 | 通 所 介 護       | 山形市上町二丁目9番22号 | 平成24. 1. 23 |

**山形県告示第189号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地    | 廃止年月日     |
|-----------|---------------|---------------|-----------|
| ねむの家      | 居 宅 介 護 支 援   | 山形市桜田西二丁目7番1号 | 平成23.10.1 |

**山形県告示第190号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
株式会社多田木工製作所ウェルランド山形店  
山形市城西町四丁目27番35号 ダイヤ55城西
- 届出の内容

| 指定介護機関の所在地            |                         | 変更年月日     |
|-----------------------|-------------------------|-----------|
| 変 更 前                 | 変 更 後                   |           |
| 山形市若宮一丁目5番23号 ダイヤ50吉原 | 山形市城西町四丁目27番35号 ダイヤ55城西 | 平成23.11.1 |

**山形県告示第191号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                                 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日     |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------|-----------|
| 有限会社ユニオン新庄<br>新庄市金沢1835番地の83 | 就労継続支援（A型）事業所<br>ピース五日町<br>新庄市五日町字清水川1303番地3<br>ユニオン五日町ビル3F | 就労継続支援（A型）  | 平成24.2.20 |

**山形県告示第192号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|--------------------------------|---------|-------------|
| 置賜広域病院組合               | 公立置賜南陽病院訪問看護事業所<br>南陽市宮内1204番地 | 訪問看護    | 平成24. 2. 23 |

**山形県告示第193号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| 置賜広域病院組合                 | 公立置賜南陽病院訪問看護事業所<br>南陽市宮内1204番地 | 介護予防訪問看護 | 平成24. 2. 23 |

**山形県告示第194号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------------|----------------------------|-----------------|-------------|
| 合同会社ウェルフェア<br>鶴岡市羽根町石野新田字中川原<br>6番地 | 鶴岡ヘルパーセンター<br>鶴岡市美原町30番61号 | 居宅介護<br>重度訪問介護  | 平成24. 2. 21 |

**山形県告示第195号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営鮭川左岸地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第196号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年3月2日から同月15日まで縦覧に供する。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 最上郡鮭川村大字曲川字芦沢597番6から<br>同 3562番4まで | 旧    | 21.2メートル<br>} 3.6  | 194メートル |
| 同 上                                | 新    | 18.5メートル<br>} 11.2 | 同 上     |

**山形県告示第197号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東北森林管理局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市大字板谷地域
- 2 公共測量を実施した日  
平成23年10月6日から平成24年2月9日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（境界基本図作成）

**山形県告示第198号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、庄内町四ツ興野土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 住 所            | 氏 名     |
|----------------|---------|
| 東田川郡庄内町余目字町172 | 佐 藤 貞 男 |
| 東田川郡庄内町余目字町46  | 佐 藤 孝 敬 |
| 東田川郡庄内町余目字町83  | 佐 藤 廣 夫 |
| 東田川郡庄内町余目字町45  | 佐 藤 仁   |
| 東田川郡庄内町余目字町10  | 佐 藤 裕 充 |

**山形県告示第199号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
西川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 西川都市計画下水道事業  
(2) 名 称 西川町公共下水道
- 3 変更の内容  
設計の概要の変更
- 4 事業施行期間  
平成6年9月27日から平成28年3月31日まで

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

平成24年3月2日

山形海区漁業調整委員会

会 長 齋 藤 辰 男

#### 1 火光を利用した遊漁に係る光力制限

- (1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用することができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度は同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 海 域                                                                                                                                                                                 | 使用することができる光源                 |                                            | 集魚灯の消費電力<br>合計の最高限度 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|---------------------|
|                                                                                                                                                                                     | 種 類                          | 個 数                                        |                     |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第1号）                                                                                                                                                           | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個（消費電力が3キロワット以内のものに限る。）<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット             |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域                                                                                                                                     | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点（以下「基点第1号」という。）から真方位292度の線及び酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（以下「基点第3号」という。）から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯                     | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 基点第3号、基点第3号から真方位294度43分5,000メートルの点（以下「アの点」という。）、旧鶴岡市と旧西田川郡温海町との境に設置した漁場基点（以下「基点第4号」という。）から真方位295度45分5,000メートルの点（以下「イの点」という。）及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域                 | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                                       | 10キロワット             |



|                                                                                                                                                                         |                          |                      |                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------------------------|
| アの点、基点第3号から真方位294度43分6,500メートルの点（以下「ウの点」という。）、基点第4号から真方位295度45分6,500メートルの点（以下「エの点」という。）及びイの点及びアの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域                                                | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                 | 1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット |
| 基点第3号から真方位294度43分の線と基点第4号から真方位295度45分の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第3号、ウの点、エの点及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域                                       | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                 | 30キロワット                                |
| 基点第4号、イの点、山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（以下「基点第5号」という。）から磁針方位西北西5,000メートルの点（以下「オの点」という。）及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域から山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット                                |
| イの点、エの点、基点第5号から磁針方位西北西6,500メートルの点（以下「カの点」という。）、オの点及びイの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域                                                                                          | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット |
| 基点第4号から真方位295度45分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第4号、エの点、カの点及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域                                          | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 30キロワット                                |
| 基点第1号から真方位292度の線と基点第3号から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートルより沖合の海域及び基点第3号から真方位294度43分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートルより沖合の海域                             | 白熱灯又は放電灯                 | 制限なし                 | 30キロワット                                |

(2) 山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、火光を利用した遊漁を行ってはならない。

## 2 制限期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成24年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 1級及び2級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                     |
|-----------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造       | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|           | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|           | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工   | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|           | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|           | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|           | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業       |
|           | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|           | 数 値 制 御 平 面 研 削 盤 作 業       |
|           | 円 筒 研 削 盤 作 業               |
|           | 数 値 制 御 円 筒 研 削 盤 作 業       |
|           | ホ ブ 盤 作 業                   |
|           | 数 値 制 御 ホ ブ 盤 作 業           |
|           | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 放電加工     | 数値制御形彫り放電加工作業   |
|          | ワイヤ放電加工作業       |
| 金属プレス加工  | 金属プレス作業         |
| 鉄工       | 構造物鉄工作業         |
| 建築板金     | 内外装板金作業         |
|          | ダクト板金作業         |
| 仕上げ      | 治工器具仕上げ作業       |
|          | 金型仕上げ作業         |
|          | 機械組立仕上げ作業       |
| 切削工具研削   | 工作機械用切削工具研削作業   |
| ダイカスト    | コールドチャンバダイカスト作業 |
| 電子機器組立て  | 電子機器組立て作業       |
| 電気機器組立て  | 配電盤・制御盤組立て作業    |
| 産業車両整備   | 産業車両整備作業        |
| 光学機器製造   | 光学ガラス研磨作業       |
| 建設機械整備   | 建設機械整備作業        |
| 家具製作     | 家具手加工作業         |
| 建具製作     | 木製建具手加工作業       |
|          | 木製建具機械加工作業      |
| 印刷       | オフセット印刷作業       |
| プラスチック成形 | 射出成形作業          |
| 石材施工     | 石張り作業           |
|          | 石積み作業           |
| とび       | とび作業            |
| 左官       | 左官作業            |

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| タ イ ル 張 り     | タ イ ル 張 り 作 業             |
| 畳 製 作         | 畳 製 作 作 業                 |
| 防 水 施 工       | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業           |
|               | アクリルゴム系塗膜防水工事作業           |
|               | シーリング防水工事作業               |
|               | F R P 防 水 工 事 作 業         |
| 内 装 仕 上 げ 施 工 | プラスチック系床仕上げ工事作業           |
|               | 鋼製下地工事作業                  |
|               | ボード仕上げ工事作業                |
| 熱 絶 縁 施 工     | 保 温 保 冷 工 事 作 業           |
| サ ッ シ 施 工     | ビ ル 用 サ ッ シ 施 工 作 業       |
| 表 装           | 壁 装 作 業                   |
| 塗 装           | 建 築 塗 装 作 業               |
|               | 金 属 塗 装 作 業               |
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業 |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業           |

(2) 3級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                     |
|-----------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業                 |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|           | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|           | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工   | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|           | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |

|               |                     |
|---------------|---------------------|
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業       |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業       |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業 |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業   |
| 機 械 保 全       | 機 械 系 保 全 作 業       |
|               | 電 気 系 保 全 作 業       |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業   |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業     |

(3) 単一等級

| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
|-------------|-----------------------------------|
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                | 場 所                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成24年6月4日（月）から同年9月9日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                   | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成24年7月22日（日）<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾                                        |                    |
|         | 平成24年8月19日（日）<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理 |                    |
|         | 平成24年8月26日（日）<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ        |                    |

|                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年9月2日（日）<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削<br>工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、<br>熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成24年4月9日（月）から同月18日（水）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課（電話023(630)2554）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成24年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金作業に限る。）、工場板金（機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

## (2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 学 科 試 験 | 同 上 | 同 上 |
|---------|-----|-----|

## 4 受検手続

- (1) 技能検定受検申請書の提出先  
山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会
- (2) 技能検定受検申請書の受付期間  
山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

## 5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課（電話023(630)2554）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県母子寡婦福祉資金システム維持管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成24年3月22日（木）午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県母子寡婦福祉資金システム維持管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち12箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち12箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていること。
- (5) 過去3年以内に、国又は地方公共団体における資金の貸付け及び償還を管理するシステムの開発又は維持管理の業務実績を有すること。
- (6) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあっては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的

に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当 電話番号023(630)2263

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書並びに3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成24年3月15日（木）正午までに山形県子育て推進部子ども家庭課母子福祉担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。